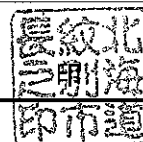


Ver 1.3

オフセット・クレジット(J-VÉR)制度に基づく 温室効果ガス吸収プロジェクト申請書

プロジェクト名	紋別市有林間伐促進型森づくり事業
プロジェクト 代表事業者名	紋別市



提出日 平成21年 10月 24日

受理日 平成21年 10月 29日

最終版提出日 平成22年 1月 18日

A:参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	紋別市 (モンベツシ)		
住所	北海道紋別市幸町2丁目1番18号		
代表者氏名	宮川 良一	担当者氏名	野呂田 厚司
担当者所属	産業部 農政林務課	担当者役職	参事
担当者 E-mail	ringyoushinko@city.monbetsu.lg.jp	担当者電話番号	0158-24-2111
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	同上		
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
その他プロジェクト参加者 ※3.4			
事業者名(フリガナ)	オホーツク中央森林組合(オホーツクチュウオウシンリンクミアイ)		
住所	紋別市元紋別268番地の2		
代表者氏名	阿部 徹	担当者氏名	横山 英二
担当者所属	業務課	担当者役職	課長
担当者 E-mail	matsumoto@monbetsu.net	担当者電話番号	0158-23-2131
プロジェクトでの役割	森林施業の実施(業務委託) モニタリングの実施(業務委託)		
その他プロジェクト参加者 ※3.4			
事業者名(フリガナ)	株式会社 エコノス		
住所	北海道札幌市白石区北郷4条13丁目3番25号		
代表者氏名	長谷川 勝也	担当者氏名	清家 涼央
担当者所属	環境事業推進課	担当者役職	

担当者 E-mail	carbon@eco-nos.com	担当者電話 番号	011-875-1996
プロジェクトでの 役割	環境コンサルタント事業者		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガ ナ)	紋別市 (モンベツシ)		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6			

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。代表者以外の主なプロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減・吸収活動を実施する者を指す。代表者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:その他プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
・ 温室効果ガス排出削減・吸収活動のとりまとめを行う者
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト参加者(代表者、プロジェクト事業者、その他)のうちいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。

B:プロジェクト活動の概要①	
B.1プロジェクト 活動	項目
	<p>B.1.1プロジェクトの目的及び内容</p> <p>本プロジェクトは紋別市市有林において実施される間伐によって、健全な森林育成を図るとともに、市有林でのCO2吸収の量を維持していくことが目的である。また、森林吸収量をクレジット(J-VER)として売買し、得られた資金を森林の管理費用とすることで森林を維持、管理していくという目的もある。</p> <p>1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法</p> <p>(1) 育成単層林施業</p> <p>間伐は、林木の生育の促進及び健全化を図るため、林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とし、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰り返り期間により行うものとする。</p> <p>資源の循環利用林にあっては、自然条件や経営目的に応じ、適切な間伐を行い、利用価値の向上を図るものとする。</p> <p>なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりである。</p>

樹種	施業体系	間伐の時期（年）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ （一般材）	植栽本数 2,000 本/ha 仕立て目標 400 本/ha	1 9	2 6	3 4	4 2	—	選木方法 定性及び定量 間伐率 20～33%
トドマツ （一般材）	植栽本数 2,000 本/ha 仕立て目標 450 本/ha	2 1	2 8	3 6	4 5		選木方法 定性及び定量 間伐率 20～33%

（2）育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、下層木の成長に伴い適切な受光伐を繰り返して行い、下層木の成長を促すものとする。

また、針葉樹林から針広混交林へ誘導する森林においては、広葉樹の侵入・成長を促すよう適時適切な間伐・受光伐を行うものとする。

水土保持林にあつては、下層植生の発達を確保し、林地の安定化を図るため、常に適度な光が射し込むよう配慮するものとする。

また、森林と人との共生林で生活環境の維持に不可欠な森林にあつては、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、立木の密度、下枝の着生状態、葉量の保持等に配慮し、間伐を実施するものとする。

2 その他間伐及び保育の基準

（1）資源循環利用林において留意すべき事項

森林の健全性を確保し、利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとする。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて、適切な時期に枝打ちをより積極的に行うものとする。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討するものとする。

（2）その他間伐及び保育に関する留意事項

林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとする。

① 間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとする。

② 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するなど適切に処理するものとする。

③ トドマツについては、間伐作業等の外的要因による損傷を受けやすく、溝腐病等に冒されるおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図るなど、林分ごとの施業方法に配慮するものとする。

B12 プロジェクト実施前の状況

紋別市は北海道のオホーツク海沿岸のほぼ中央に位置し、一帯の土地は内陸へ徐々に高さを増し、西部は南北に連なる北見山地に南部は東西に起伏する千島山系に囲まれている。農耕地は天塩岳にその源を発する渚滑川流域より南東シブノツナイ川流域におよび、酪農・畑作が中心となっている。弁天岬から弓状に伸びる海岸線は風波を避ける天然の良港で、オホーツク海屈指の港まちである。気候は冷涼で特に冬期は流水の到来もあって寒冷になる。

紋別市の人口は25,129人（平成21年7月現在）、本市の総面積は83,036haであり、森林に恵まれており、森林面積は66,089haで総面積の80%を占めている。この森林面積のうち国有林面積が25,583ha、民有林面積が40,184haとなっている。民有林面積のうちカラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は、16,596haであり、人工林率41%とほぼ全道平均の数値となっている。齢級構成では、36年生以上の林分が10,244haで、62%と多くを占め、今後伐期を迎えること

から、計画的な資源の管理を行なっていく必要がある。

森林に対する住民の期待は木材の生産、山地災害の防止、水源かん養などの役割に加え、森林とのふれあいや、自然観察・野外体験など、森林の有する多面的機能の発揮に対し、ますます高度化・多様化しており、これに応えるためには計画的な森林整備を推進していく必要がある。

本市の造林は昭和45年前後の1,000ha台の拡大造林を境に最近では50ha前後で推移しているが、今後伐期を迎える林分が多く存在することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進するとともに大径材生産を目的とした長伐期施業の推進を図る。天然林については有用広葉樹を生産するため天然林の改良を行い、価値の高い良質大径材の生産を目指す必要がある。

漁業が盛んな町ではあるが、水産資源の維持のためにも森林管理は重要な意味を持つ。紋別市では平成20年7月に「森から海の連環を考えるシンポジウム」が開催されており、市の基幹産業である漁業と森の関わりを実感として認識し、植樹活動の実施等、森と海をつなぐ取り組みを早くから行ってきた。

さらに網走西部流域は日本で一番大きい森林認証（SGEC）の区域である。国有林、道有林、一般民有林が合わせて29万haというエリアが認証されている。

本プロジェクト対象林は全て人工林で、保育間伐を実施してきている。概ね既存の作業路を利用し施業が行われている。間伐の適切な推進による健全な森林の維持、CO₂吸収の維持、クレジット売買による収益によって森林施業の維持を図っていく。

区分		1~2	3~4	5~6	7~8	9~	計	備考
カラマツ	面積				11.92	67.16	79.08	38%
	蓄積				3,338	2,0791	2,4129	41%
トドマツ	面積			9.20		121.6	130.8	62%
	蓄積			1,224		3,2868	3,4092	59%
合計	面積			9.20	11.92	188.76	209.88	100%
	蓄積			1,224	3,338	5,3659	5,8221	100%

(表 プロジェクト対象地の森林現況)

B.1.3 排出削減・吸収の達成手段

森林は、国土の保全、水資源の涵養及び快適な生活環境の保全等の公益に資する機能や木材等を生産する機能を有しており、市民の生活に深く結びついている。

紋別市有林は森林の持つ多面的機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備を総合的に行うために、地域の特性、森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案して、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、望ましい森林の姿へ誘導するよう努める。

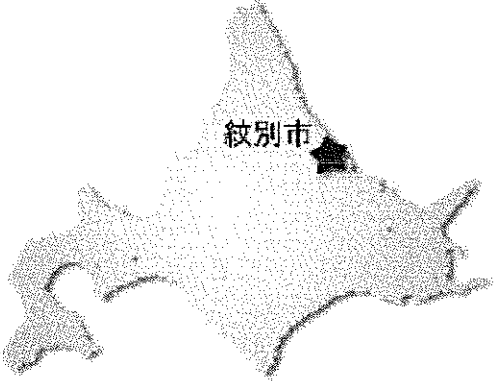
紋別市有林の整備等に当たっては、市全体の発展方向に十分留意するとともに、国等の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置等を活用する。

水土保全林の人工林については、山地災害の防止機能を重視した森林の造成を目指す。天然林については、天然下種補正等の更新の補助作業を行いながら、針広混交林を目指す。

資源の循環利用林の間伐は、立木密度を適正に管理するため積極的に行い、伐採を計画するに当たっては成長程度を保続的に伐採することとし、カラマツ、トドマツ人工林については、林木の成長を促進し利用価値を高めるために間伐や枝打ちを行う。

本プロジェクトは紋別市の市有林のうち、間伐施行面積約 200ha を対象とし、2008 年から 2013 年の期間で CO2 吸収を図る。対象とする森林はカラマツ、トドマツが育成している。間伐方法は定性間伐で、間伐率は概ね 25% で実施している。

B.2 採用技術	<ul style="list-style-type: none"> ・面積測量－GPS、パスマイnderプロ XI、H19. 購入、DI-5200M50HI Trimble ・胸高直径の測定－林尺 ・樹高測定－レーザー測定器、トゥルーパルス 360、H21 購入、SN#017761 Laser Technology, Inc 	
B.3 プロジェクト 実施場所	実施事業所名	紋別市
	住所	北海道紋別市幸町 2 丁目 1 番 18 号 対象森林は以下
		北海道紋別市八十士 1963-1
		北海道紋別市大山町 4 丁目 26-1
北海道紋別市上渚滑町下渚滑 344-1		

	概要	<p>【概要】</p> <p>北海道オホーツク海沿岸のほぼ中央に位置する。 紋別市の人口は 25,129 人（平成 21 年 7 月現在）、本市の総面積は 83,036ha、森林面積は総面積の約 8 割を占める。 森林面積は 66,089ha であり、そのうち市有林の面積は 2,262ha を占める。実施場所の概要についてはプロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、巻末に記載する資料を適宜添付する。 モニタリングプランⅦ追加(分布図)を参照のこと</p>  <p>The map shows the outline of Oshima City, Hokkaido, with a black dot and the label '紋別市' (Oshima City) indicating its location on the island.</p>
--	----	---

B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間		2008年 4月 1日～ 2013年 3月 末日(4年11ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ※1		2008年 4月 1日～ 2013年 3月 末日					
B.6 想定排出削減 ・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	1,115	1,076	1,118	1,153	1,167	5,629
B.7 モニタリング報 告の頻度	年1回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	森林居住環境整備事業 (里山エリア再生交付金)					
	補助金額 (申請額含む)	31,737,416 円					
	補助対象年月日	18年 4月 1日 ~ 22年 3月 31日					
	補助金を受給している ことを証明する書類	(資料 1-s 補助金交付通知書参照)					
B.9 他制度への申 請 ※3	申請の有無 (いずれかに○)	有 / 無					
	制度名 (有の場合のみ)						

備考	<p>(プロジェクトの排出削減・吸収量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因(例えば森林火災、気象災害、病虫害やこれらに伴う排出量がプロジェクトの吸収量を上回るリスクなど)を特定し、影響の軽減措置を記述すること。)</p> <p>① 紋別市有林における森林火災の防止や気象災害、病中害の早期発見、造林木の生育状況の確認のため、地域民有林の管理を担う森林組合員等と連携し、定期的な巡視、調査を行っている。</p> <p>② 山地災害防止機能をより一層高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いで森林土壌が薄く表層崩壊が起こりやすい箇所や流木被害のおそれがある地域については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため適切な保育・間伐等の促進に努めるものとします。</p> <p>なお、保育・間伐後に発生する枝条等についても適切に処理し、流木被害の一要因とならないよう十分留意するものとします。</p> <p>また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。</p> <p>③ 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新(地表処理等)を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図るものとします。</p> <p>④ 地域の人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むものとします。</p> <p>⑤ 紋別市の最大積雪の深さの平年値は、2月で55cmとなっているが、モニタリング対象立木の調査時に、胸高直径測定箇所(H=1.3m)にマーキングする等して、樹高の確認が出来るように対応する。</p> <p>⑥ 対象森林は全て森林国営保険に加入している。</p>
----	---

※1:クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

※2:想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。

※3:海外のVER制度や都道府県等のCO2吸収量認証等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減・吸収量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:方法論の適用		
C.1 ポジティブリストの 適格性基準 との整合性	C.1.1 ポジティブリストの番号	No. R. <u>001</u>
	条件	説明 ※1
	C.1.2 条件1	プロジェクト実施地は森林法第5条が定める森林である。 (資料1-p 施業計画認定書、および 資料2 森林施業計画 参照)
	C.1.3 条件2	クレジット発行対象期間内に本プロジェクト実施地の土地転用はない。また施業計画期間内にも主伐は計画されていない。 ただし、2006年の風倒木被害によって一部皆伐を実施した箇所が存在する。その箇所は適切に植栽し更新している。
C.2 適用方法論	方法論番号	JRAM <u>001</u>
	方法論名称	森林経営活動によるCO ₂ 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）に関する方法論

C3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)							
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">準拠の説明</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 一部準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/> 全く準拠しない		<input type="checkbox"/> 一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する
準拠の説明	説明								
<input type="checkbox"/> 全く準拠しない									
<input type="checkbox"/> 一部準拠しない									
<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する									
		注) 全て準拠する場合は、説明は不要。							

	C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択	<p>(オフセット・クレジット(J-VET)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合)</p> <table border="1" data-bbox="544 383 1394 1167"> <thead> <tr> <th>モニタリングパラメータ</th> <th>モニタリングパターン</th> <th>選択の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">活動量</td> <td><input type="checkbox"/> 森林 GIS</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 実測</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">拡大係数</td> <td><input type="checkbox"/> 実測</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等</td> <td>方法論に記載されている「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」で示された数値を使用している。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">収穫予想表</td> <td><input type="checkbox"/> システム収穫表(LYCS等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)</td> <td>北海道の収穫用表から作成された【樹種・地位別蓄積樹高管理表】を使用している。(添付資料資料4-2 森林計画照査情報処理要領_附録第6号参照)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 選択理由の説明においては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。</p>	モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由	活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS		<input checked="" type="checkbox"/> 実測		拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測		<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	方法論に記載されている「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」で示された数値を使用している。	収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表(LYCS等)		<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)	北海道の収穫用表から作成された【樹種・地位別蓄積樹高管理表】を使用している。(添付資料資料4-2 森林計画照査情報処理要領_附録第6号参照)
モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由																		
活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS																			
	<input checked="" type="checkbox"/> 実測																			
拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測																			
	<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	方法論に記載されている「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」で示された数値を使用している。																		
収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表(LYCS等)																			
	<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)	北海道の収穫用表から作成された【樹種・地位別蓄積樹高管理表】を使用している。(添付資料資料4-2 森林計画照査情報処理要領_附録第6号参照)																		
C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)	C.4.1 ベースラインシナリオの特定	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>森林を適切な状態に保つために必要な間伐が2007年度以降に実施されていない場合</p> <p>(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)</p> <table border="1" data-bbox="544 1599 1394 1798"> <thead> <tr> <th>データの信頼性・入手可能性</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 低い</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 低くない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	データの信頼性・入手可能性	説明	<input type="checkbox"/> 低い		<input checked="" type="checkbox"/> 低くない													
データの信頼性・入手可能性	説明																			
<input type="checkbox"/> 低い																				
<input checked="" type="checkbox"/> 低くない																				

(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)	
施業計画通りに実施しない可能性	説明
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がある	<p>以下の2点が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害によって生じた被害により施業計画外の施業が実施されること。 ・ 施業計画は森林法第12条第2項により変更が認められているため、森林の現況に合わせ、施業計画の変更可能性はある。
<input type="checkbox"/> 可能性がない	
(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)	
転用の可能性	説明
<input type="checkbox"/> 可能性がある	
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	

C.4.2BLS に 関連した温 室効果ガス 排出源・吸収 源の特定	(温室効果ガス排出源・吸収源)	
	温室効果ガス排出源・吸収源	説明
	森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部・地下部バイオマス
	上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	該当なし
	リークエージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリークエージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。	
	リークエージの種類	説明
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当なし	
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当なし	
(温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準)		
温室効果ガス排出源・吸収源特定のための追加的な基準	説明	
<input type="checkbox"/> 使用		
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない		

C5 排出量・ 吸収量の定 量化	C5.1 不確か なデータの使 用	(吸収量の定量化における不確かなデータの使用)	
		不確かなデータの使 用	説明
		<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収 量の過大評価がないことを説明すること。)
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
	C5.2 モニタリ ング対象とな らない排出 源・吸収源	(モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する)	
		モニタリング報告対象とな らないプロジェクト固有の排出 源・吸収源	説明
		<input type="checkbox"/> 存在する	
		<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない	
C6 備考		<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林調査簿や森林計画図から樹種、林齢毎に区分されている林小班毎に区分し、それぞれの区域の斜面中腹からプロット箇所を選定する。 ・ 図上で選定した箇所を踏査し、その箇所が林相、地形等の平均的な箇所、所定の大きさのプロットを確保する。また、林道や植栽地から樹高の2倍以上林内に入るよう設定する。 ・ 現地で設定したプロット箇所は、GPSで経緯度を測定し森林計画図に図示し、プロット区域がわかるような現地に杭を設置する。 ・ プロット数は30ha以下の林小班に1箇所設置する。 	

※1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D.その他	
D.1 関連する許認可及び関連法令	(想定される関連法令等については、別紙「プロジェクト申請方法について」を参照のこと)
	1 森林・林業基本法・・・該当するが許認可資料は該当なし
	2 森林法・・・森林法第11条第1項（森林施業計画認定書） ※添付資料1-p 参照
	3 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等促進法）・・・該当なし
	4 種の保存法・・・該当なし
	5 鳥獣保護法・・・該当なし
	6 騒音規制法・・・該当なし
	7 景観法・・・該当なし
	8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・・・該当なし
	9 環境影響評価法・・・該当なし
D.2 ステークホルダー (森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント	該当なし
D.3 その他特記事項	該当なし